

秋田県鳥獣捕獲等事業者認定事務取扱要領

1 総則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 に規定する鳥獣捕獲等事業の認定事務について、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「省令」という。）によるもののほか、この要領によるものとする。

2 認定の申請

- (1) 法第 18 条の 2 の認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者は、認定申請書（様式第 1 号）に、省令第 19 条の 2 に規定する添付書類及び認定申請書添付書類一覧（様式第 2 号）を添えて、秋田県生活環境部自然保護課（以下「県」という。）に提出する。
- (2) 鳥獣捕獲等事業者は、主たる事業所（本店又は主たる事務所若しくはこれ以外の主たる事業所。以下同じ。）の所在地又は鳥獣捕獲等事業を実施する主たる地域が本県である場合に、一法人につき一つの認定を申請することができる。

3 認定の審査

県は、受理した認定申請書及び添付書類によって、以下により、認定を申請する鳥獣捕獲等事業者（以下「申請者」という。）が省令に定める認定基準等を満たすことを確認できた場合、法第 18 条の 2 に規定する認定のための手続を行うものとする。

(1) 認定を受けることができる鳥獣捕獲等事業者

ア 鳥獣捕獲等事業者の組織形態

申請者は、法人格を有する団体の代表者であること。

イ 申請者の要件

申請者は、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 本県が、主たる事業所の所在地であること。
- (イ) 申請前 3 年間における鳥獣の捕獲等に係る実績のうち、過半を本県において実施していること。又は、本県における実施の見通しが書類（様式任意）で確認できること。

(2) 鳥獣捕獲等事業者の従事者

ア 事業管理責任者

- (ア) 常勤・非常勤を問わず、代表者を含む役員又は申請者と雇用関係を有する者（認定を受けようとする者が地方公共団体の場合は、その職員）であること。
- (イ) 省令第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨について、事業管理責任者が省令第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書（別紙様式第 4 号）によって確認できること。
- (ウ) 認定申請する鳥獣捕獲等事業において用いる猟法に係る全ての狩猟免許を有すること。
- (エ) 安全管理講習、技能知識講習及び夜間銃猟安全管理講習（夜間銃猟をする場合に限る）を修

了し、救急救命に関する知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。）を有していると認められること。

イ 捕獲従事者

- (ア) 常勤・非常勤を問わず、申請者と雇用関係を有する又は役員であるなど、申請者からの指揮命令を受ける関係にあること。
- (イ) 従事を予定する猟法に係る全ての狩猟免許を有すること。
- (ウ) 安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
- (エ) 半数以上の捕獲従事者が、救急救命講習（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。）を修了していること。
- (オ) 夜間銃猟を含む事業の認定を受ける場合、夜間銃猟において鳥獣の捕獲等をする者（射手）は、夜間銃猟安全管理講習を修了し、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能の要件（環境省告示第86号）を満たすこと。
- (カ) 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合、自らの有する狩猟免許の種類に応じた銃器の所持許可を有していること。なお、省令第19条の2第2項第7号に定める許可証の写しは、写真、本人に関する情報、許可証番号及び交付年月日等が記載された部分及び鳥獣捕獲等事業で使用する1種類以上の銃の種類等が記載された部分の写しであること。
- (キ) 全ての捕獲従事者が省令第19条の8第1項第4号の損害保険の被保険者又は申請者が契約する団体保険の加入者であり、その保険金の額は、銃猟の場合は1億円以上、銃猟以外の場合は3,000万円以上であること。

なお、省令第19条の2第2項第14号に規定する損害保険契約書の写しは、契約の契約者、被保険者、契約期間及び契約内容（保険金額を含む）が掲載された部分の写しであること。また、認可特定保険業の共済事業の被共済者であることを証する書類は狩猟者登録の際に用いる様式（平成27年5月20日付け環自野発第15052002号自然環境局野生生物課長通知VI様式第7号の狩猟災害共済事業被共済者証）を用いることができるものとする。
- (ク) 事業管理責任者についても、捕獲従事者の各要件を満たす場合は、捕獲従事者に含めて申請をすることができること。

ウ 事業従事者

事業管理責任者及び捕獲従事者を除く事業従事者は、安全管理講習等の各講習を修了するよう努めるとともに、事業管理責任者は、安全管理規程を事業従事者へ周知徹底して遵守させ、事業従事者に対する研修を実施するよう努めていること。

(3) 安全管理体制

ア 安全管理規程

省令第19条の2第2項第4号に規定する安全管理規程は、次の(ア)から(カ)に掲げる事項が記載されたものであること。なお、安全管理規程の記載事項については環境省の様式例（別紙参考）を参考とすること。

また、夜間銃猟を含む認定の申請をする場合は、この安全管理規程に夜間銃猟の実施に関する内容を含むことができること。

(ア) 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

- a. 申請者が行う鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制が記載されており、指揮命令系統が明確にされていること。

- b. 連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制が模式的に示されていること。
 - c. 緊急時の連絡方法として、警察署、消防署及び病院等との連絡方法が記載されていること。
 - d. 対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制が異なる場合は、それぞれの連絡体制図が作成されていること。
- (イ) 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項
- a. 鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順及び人員配置等に関する考え方が記載されていること。
 - b. 鳥獣捕獲等事業の実施現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を、原則として複数、少なくとも1名以上配置する方針が記載されていること。
- (ウ) 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項
- a. 銃
銃の定期的な点検（点検方法及び頻度を含む）に関する計画及び銃の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（脱包の確認、矢先の確認、安土の確保等）が記載されていること。
 - b. 網・わな
網・わなの定期的な点検（点検の方法及び頻度を含む）に関する計画及び網・わなの取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）が記載されていること。
- (エ) 銃器を使用する場合にあっては、次のa及びbに掲げる事項
- a. 射撃場における射撃を捕獲従事者に1年間に2回以上実施させることに関する事項
麻酔銃のみを使用する者を除く全ての捕獲従事者が1年間に2回以上、射撃場における射撃練習を実施するよう規定されているとともに、捕獲従事者の業務内容、捕獲従事者の住所地と射撃場との距離等に留意した適切な頻度及び内容となるよう定められていること。
 - b. 銃器の保管及び使用に関する事項
銃器（麻酔銃を使用する場合はこれを含む）の保管及び使用について、必要な事項が記載されていること。なお、捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合にあっては、「平成27年3月24日付け警察庁丁保発第70号 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について（通達）」によって示された当該ライフル銃の保管及び使用に関する取決めを遵守することについて記載されていること。
- (オ) 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項
- a. 事業従事者の心身の健康状態（視力、聴力及び運動能力を含む）について、健康診断等により定期的に把握する方針が定められ、その頻度及び方法について記載されていること。
 - b. 鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い事業従事者及び高齢の事業従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に留意していること。
 - c. 事業従事者を法第51条第2項ただし書に規定する「必要な適性を有することが確認された者」として確認する予定がある場合、その確認の実施方法及び実施内容が記載されていること。
- (カ) その他必要な事項

安全管理のために必要な基本的な装備、業務用無線及び衛星電話の使用に関する取決め等が記載されていること。

イ 安全管理講習及び技能知識講習

(ア) 事業管理責任者及び捕獲従事者は、環境省が実施する安全管理講習及び技能知識講習を受講していること。

(イ) 事業管理責任者及び捕獲従事者は、申請者を含む環境省以外の者が実施する安全管理講習及び技能知識講習を受講する場合、その講習は、環境省が実施する講習の内容及び方法に準じ、以下の a（安全管理講習）の科目について合計 5 時間以上、b（技能知識講習）の科目について合計 5 時間以上実施するものであること。

a. 安全管理講習

(a) 鳥獣捕獲等事業の工程管理

(b) 鳥獣捕獲等事業における安全確保（猟具の安全な保管及び使用を含む。）

b. 技能知識講習

(a) 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理（鳥獣の生態を含む。）

(b) 鳥獣の保護又は管理に関連する法令（法及び関係法令）

(c) 認定鳥獣捕獲等事業者制度

(d) 鳥獣捕獲等事業における捕獲手法

(ウ) 県は、講習の実施者が発行した修了証によって講習修了を確認するものとする。ただし、講習内容等を確認する必要があると認める場合、必要な資料を申請者に求め、これにより確認すること。

(エ) 修了証に記載されている講習修了の日が申請前 3 年以内であること。

(オ) 「安全管理講習を修了した者と同等の知識を有する者」又は「技能知識講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者」として講習を受講したものとみなす場合とは、環境省作成の講習テキストと同等の知識等の習得が認められる資格の取得や講座の受講、認証制度による認証等を証する書類の提出がある場合であること。

ウ 救急救命に関する知識

a. 県は、心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む救急救命講習の修了証等により、救急救命に関する知識を有していることを確認するものとする。

b. 申請者が自ら救急救命講習を実施する場合、県は、実施報告書等により適切な内容の講習を実施したことを確認するものとする。

c. 有効期限が定められている資格等の場合は、原則として有効期限内のものであること。再受講の時期に係る目安が示されている講習等は、目安の時期を過ぎた場合、原則として再受講していることとし、再受講していない場合は、これに代わる措置がとられていることが確認できること。

(4) 夜間銃猟をする際の安全管理体制

夜間銃猟を含む鳥獣捕獲等事業の認定を申請する場合においては、次のアからウについて確認を行うこと。

ア 夜間銃猟をする際の安全管理規程

省令第 19 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程に夜間銃猟をする際の安全管理に関する記述を追記する、又は夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を別途作成することとし、安全管理規程は、以下の点に留意して、省令第 19 条の 5 第 1 項ロからホに掲げる事

項が記載されたものであること。

(ア) 夜間銃猟をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

(3)ア(ア)で安全管理規程に記載することとした各事項について、夜間銃猟をする際の対応に必要な事項が記載されていること。

(イ) 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項

(3)ア(イ)で安全管理規程に記載することとした各事項について、夜間銃猟をする際の対応に必要な事項が記載されていること。

また、夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項として、昼間の下見と安全確認等の実施、脱包の確認、矢先の確認、獲物の確認、バックストップ（安土）の確認の方法（作業手順）及び体制等、夜間銃猟における安全を確保するための具体的な取決めが記載されていること。

(ウ) 夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法

夜間銃猟をする際の住民への事前の周知、実施区域周辺における立入制限等に関する案内、誘導等の基本的な考え方及び手法について記載されていること。

(エ) 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

夜間銃猟をする者が適当な水準の視力を有し、かつ、暗所において視力が低下し、夜間銃猟に著しい支障をきたすような病気等を持たないことについて、健康診断等により定期的に把握することとし、夜間銃猟をするのに適当ではない視力と判断された者には夜間銃猟をさせないことが記載されていること。

(オ) その他必要な事項

夜間銃猟の実施に当たって、基本的な人員配置及び道具の準備に関する取決め等の必要な事項が記載されていること。

イ 捕獲従事者の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能

夜間銃猟に係る捕獲従事者については、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能が以下の要件を満たすことが確認できること。

(ア) 射撃技術

夜間銃猟で一般的に想定し得る射撃方法において、対象個体から外さないために必要な技能として、次の a の要件を b から e の条件において満たすことが、射撃の技能を証明するのに適切な者による証明書（別紙様式第 5 号）によって確認できること。ただし、当面は環境省が夜間銃猟安全管理講習を実施する際に発行する証明書によって確認できること。

なお、同等の技能を有するとして、射撃に関する関係団体からの推薦を有する者においては、この限りではない。この場合、推薦書には、過去 1 年以内に参加した射撃に関する大会において a の要件と同等の技能を有すると判断される成績を収めたことがわかる書類を添付すること。

- a. 射撃場において、適切な制限時間内に 5 回以上の射撃を行い、標的の中心から 2.5 cm の範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。
- b. 使用する銃の種類は問わない。
- c. 実際の捕獲等の現場において実施する状況に近い条件で行うこと。
- d. 射撃姿勢は、立射、膝射、伏射、肘射等の射撃姿勢を自由に選択することとし、選択した射撃姿勢について簡易な依託射撃は可能であること。ただし、いわゆるベンチレストやガンレスト等で銃全体を完全に固定する方法での依託射撃は除くものとする。
- e. 銃を安定させるために腕に絡めて使用する負革の使用は認めること。

(イ) 捕獲等の実績

夜間銃猟による指定管理鳥獣の捕獲等に係る経験及び実績として、申請前3年間に於いて第一種銃猟免許を受け、かつ、装薬銃を所持しており、申請前3年以内に銃猟により指定管理鳥獣の捕獲等をした十分かつ適切な実績を有すること。なお、「十分かつ適切な実績」とは捕獲等をした地域及び捕獲等の方法、事故実績等に応じて判断することとする。(別紙様式第6号)

(ウ) 人格識見

夜間銃猟をする者について、危険な状況では発射しない判断力及び自制心を備え、相当な人格識見を有する者である旨の推薦書(別紙様式第7号)の提出があること。なお、代表者自身が夜間銃猟をする場合は、申請者以外に所属する者で銃猟免許を有する適切な推薦人を立てて推薦書を得ること。

ウ 夜間銃猟安全管理講習

夜間銃猟安全管理講習については、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用し、環境省が作成した講習実施要領に従い、適切な講師を選定して、以下のとおり実施していること。

(ア) 夜間銃猟における安全確保(法制度等、銃器の安全な取扱い、視力の特性等) 2時間以上

(イ) 夜間銃猟安全管理実習(銃器の安全な取扱い、模擬的な夜間銃猟の実施等) 3時間以上

(ウ) 講習実施後に習熟度確認テストを実施し、修了証を発行すること

県は、講習の主催者が申請前概ね3年以内に発行した修了証(講習実施後に習熟度確認テストを実施したもの)の写し又はこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類によって受講を確認するものとする。ただし、当面は、環境省の夜間銃猟安全管理講習において発行する修了証の写しで確認する。

(5) 研修

ア 研修に関する計画等

県は、研修の内容が法第18条の5第1項第4号に規定する基準に適合するものであるかどうかについて、研修に関する計画書の内容を確認し、その研修が全ての捕獲従事者に対して毎年5時間以上実施されること、研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであるかどうかを審査し、必要に応じて研修計画を改善するよう求める場合があること。

なお、認定の有効期間の更新の申請をする場合は、前回認定を受けた後3年間の研修の実施状況に関する報告書(別紙様式第11号)によりその内容確認を行うこと。

イ 研修内容の選定

安全管理講習、技能知識講習及び夜間銃猟安全管理講習(夜間銃猟を行う場合)の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項及び改正された法令に関する知識等最新の知識を得る必要がある事項等について、申請者が鳥獣捕獲等事業の内容及び組織の実態に応じて、適切な事項を定めて実施していると認められること。

ウ 研修の実施方法

申請者が外部の講師を招いて自ら実施するか、他の団体が主催する講習等を受講する等のいずれでも構わないこと。

エ 研修の形態

座学、実技練習及び現場研修など研修内容に適した形態であること。習熟度の確認は必ずしも求めないこと。

(6) その他の基準

ア 申請者の捕獲等の実績

(ア) 必要な実績の範囲

申請者が、申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法により、対象とする鳥獣種の捕獲等を適切に実施した実績を少なくとも1件有すること。ただし、事業を適切に実施したかどうかについては、事故・違反がなく、計画どおり事業を遂行したか否かをもって判断するものとし、申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書において、申請者内でその改善措置が十分に行われていることが確認できない場合は、1件以上の実績があったとしても、適切に実施されたと認めないものとする。

この捕獲等の実績は、申請者が鳥獣捕獲等事業として位置付けて、原則として発注者からの依頼を受けて実施したものであって、申請者が発注者との契約に基づき法第9条の捕獲許可を受けて捕獲等をした場合等が含まれること。よって、捕獲従事者が個人として行った、趣味としての狩猟や自らの農作物を守るための自衛のための捕獲等の実績は含まれないこと。

(イ) 申請者の実績としてみなされる場合

申請者が当該捕獲等に対し相当数の人数を派遣又は推薦し、それらの者の中の指揮命令のもと共同で捕獲等をした実績を有する等、実質的に申請者が組織的に実施したと認められる場合や、捕獲実績を有する他の団体又は組織を合併又は吸収するなどして取り込み、申請者の事業内容に鳥獣捕獲等事業を位置付ける場合においては、申請者による捕獲とみなし、申請者の実績として認めること。

(ウ) 申請者が新設法人の場合

申請者が、実質的に鳥獣捕獲等を行う団体の後継かつ同等の組織と認められる場合、及び申請者の構成員のうち相当数が、構成員による指揮命令のもと、共同で捕獲等をした実績を有する場合においては、これを実績として認めること。

(エ) 実績における捕獲等の目的

実績における捕獲等の目的については、鳥獣の管理の目的のほか、学術研究目的、鳥獣の保護の目的その他の目的であっても構わないこと。業務として実施した捕獲等であれば、法第9条に基づく捕獲許可が不要な捕獲等（指定管理鳥獣捕獲等事業等）や登録狩猟として実施した捕獲等でも構わないこと。

(オ) 実績の確認

県は、上記(ア)から(エ)について、鳥獣の捕獲等に係る実績（別紙様式第8号）及び必要に応じて求める添付書類により確認するものとする。

イ 役員等が省令第19条の8第3号イからホに該当しない者であること

申請者の役員及び事業管理責任者（以下「役員等」という。）が省令第19条の8第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることについては、誓約書（別紙様式第9号）によって確認することとする。

ただし、疑義が生じた場合や個別に疑わしい情報がある場合等において、必要に応じて犯歴については本人の本籍地がある市町村に、省令第19条の8第3号の暴力団排除に関する条項への該当性については警察本部に照会する場合があること。

なお、省令第19条の8第3号ホに規定する「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、例

えば、株式会社において株主としてその事業活動を大きく左右することができる立場の者に暴力団員等が含まれる法人をいう。

ウ 申請者及び申請者の役員が法第 18 条の 4 各号に該当しないこと

申請者及び申請者の役員が法第 18 条の 4 各号いずれにも該当しない者であることについては、誓約書（別紙様式第 10 号）によって確認することとする。

ただし、疑義が生じた場合や個別に疑わしい情報がある場合等において、次の機関に対し犯歴を照会する場合があること。

（ア） 個人 本人の本籍地がある市町村

（イ） 法人 本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁

（ウ） 外国人 昭和以降生まれの場合は本人の居住地を管轄する地方検察庁、大正以前生まれの場合は東京地方検察庁

（エ） 外国法人 東京地方検察庁

エ 捕獲従事者の人数の要件

鳥獣捕獲等事業者は、2 人以上のグループを複数編成できるようにするため、原則として 4 人以上の捕獲従事者を確保した体制を有すること。

また、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びツキノワグマを対象に装薬銃を用いた業務を実施する場合は、より安全かつ効率的に業務を遂行するため、原則として 10 人以上の捕獲従事者を確保した体制を有すること。

ただし、適切に捕獲等を実施した十分な実績を有する申請者については、人数が上記の数に満たなくとも、効率的かつ組織的な捕獲等が可能となる体制を有すると認められる場合には、当該要件に適合しているものとする。

なお、止め刺しのためだけに装薬銃を用いる場合は、原則として 10 人以上という要件が適用されること。

4 認定の実施

(1) 認定証

ア 番号の付与

認定証の番号は、次の形式で 3 桁の数字からなる号数を付したものとする。

秋田県第 号

認定証の番号は、変更の認定や有効期間の更新があった場合であっても同じ番号とする。ただし、他都道府県で認定を受けた者が有効期間の更新を行う場合は、本県において新たな番号を付することとする。

イ 再交付の申請、亡失の届出

（ア） 省令第 19 条の 9 第 3 項の規定に基づく再交付の申請は、様式第 12 号により申請書を作成して県に提出するものとする。県は、理由等によりその状況を確認できた場合に認定証の再交付の手続きを行うものとする。

（イ） 省令第 19 条の 9 第 5 項の規定に基づく亡失の届出は、様式第 12 号により届出書を作成して県に提出するものとする。県は、理由等によりその状況を確認し、認定鳥獣捕獲等事業者台帳等への追記等の手続きを行うものとする。

(2) 認定の通知及び公示

県は、法第 18 条の 2 の認定をした場合、その旨を申請者に通知するとともに、認定をした鳥獣捕獲等事業者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称、住所、代表者の氏名及び夜間銃猟の基準に適合する場合はその旨について、県のウェブサイトにより公示するものとする。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者台帳の作成

県は、様式第 11 号により認定鳥獣捕獲等事業者台帳を作成し、認定鳥獣捕獲等事業者について登載するものとする。

また、認定鳥獣捕獲等事業者について変更、廃止等の異動があった場合、随時、登載内容の変更又は必要な付記を行うものとする。

(4) 環境省への報告

県は、認定を行った場合、次のアからキの情報を認定鳥獣捕獲等事業者台帳によって速やかに環境省に報告するものとする。

ア 認定証の番号及び交付年月日

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ウ 認定鳥獣捕獲等事業者の連絡先

エ 事業管理責任者の氏名

オ 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法

カ 鳥獣の捕獲等をする方法ごとの捕獲従事者の人数

キ 夜間銃猟に係る認定を受けた場合はその旨

5 認定鳥獣捕獲等事業の維持

(1) 認定鳥獣捕獲等事業の維持に関する情報収集

県は、法第 9 条第 1 項の捕獲許可又は法第 14 条の 2 第 7 項による指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を通じて、認定鳥獣捕獲等事業者が認定鳥獣捕獲等事業を認定基準に適合するように維持しているかどうかについて、情報の収集に努めるものとする。

また、本県の認定鳥獣捕獲等事業者が県外において認定鳥獣捕獲等事業を実施する場合、必要に応じ、実施場所を管轄する都道府県に情報の収集を依頼するものとする。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業の維持に対する指導

ア 軽微な事項に関する指導

県は、認定鳥獣捕獲等事業が認定基準に対して一時的かつ部分的に適合しない状態にあると認められる情報を得た場合、事業管理責任者等を通じて、認定鳥獣捕獲等事業の維持を図るよう指導するものとする。

イ 報告徴収及び立入検査

県は、認定鳥獣捕獲等事業が認定基準に適合していないおそれがある場合は、必要に応じて、法第 75 条第 1 項に基づく報告徴収又は同条第 4 項に基づく立入検査を行い、その事実の確認を行うものとする。

ウ 措置命令

県は、認定鳥獣捕獲等事業が明らかに認定基準に適合していない状態が継続していると認める場合、法第 18 条の 6 第 2 項に基づく措置命令を活用し、認定鳥獣捕獲等事業を認定基準に適合させるための必要な措置を実施させるものとする。

6 変更の認定等

(1) 変更の認定

ア 変更の認定が必要な場合

認定鳥獣捕獲等事業者は、申請書（捕獲従事者名簿を含む）に記載した事項について、次の（ア）から（カ）に該当する変更を行う場合、改めて認定基準への適合を審査する必要があるため、事前に県に対し変更の認定申請書を提出するものとする。

- （ア） 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更（追加を伴うもの）
- （イ） 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者の追加及び捕獲従事者が有する狩猟免許の種類に係る変更
- （ウ） 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、事業管理責任者の変更
- （エ） 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、安全管理体制に関する事項の変更
- （オ） 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、夜間銃猟の実施に関する事項の変更
- （カ） 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項

イ 変更の認定申請に必要な書類

法第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更の認定申請書（様式第 13 号）に、原則として省令第 19 条の 2 に規定する添付書類及び認定申請書添付書類一覧（様式第 14 号）を添えて提出する。ただし、直近の認定時の申請書類から変更のない書類については、その添付を省略することができる。

ウ 変更の認定の通知及び公示

県は、法第 18 条の 7 第 1 項の変更の認定をした場合、その旨を申請者に通知するとともに、変更の認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所及び代表者の氏名並びに夜間銃猟の基準に適合する場合はその旨について、県のウェブサイトにより公示するものとする。

(2) 変更の届出

ア 変更の届出を必要とする場合

認定鳥獣捕獲等事業者は、法第 18 条の 7 第 1 項ただし書に規定する軽微な変更、又は法第 18 条の 3 第 1 項第 1 号若しくは第 6 号に掲げる事項の変更に該当するものとして、次の（ア）から（ウ）の事項の変更があった場合、県に対し変更の届出を行うものとする。

なお、次の（ア）又は（イ）の事項に係る変更の届出を行う場合、併せて認定証を返還し、認定証の書換えを受けるものとする。

- （ア） 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更
- （イ） 捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の一部変更（(1)（ア）の鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更（追加を伴うもの）を除く。）
- （ウ） 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係る変更（(1)（イ）の捕獲従事者の追加や捕獲従事者が有する狩猟免許の種類に係る変更を除く。）であって、変更後も捕獲従事者の数が省令第 19 条の 4 第 1 項第 6 号及び省令第 19 条の 8 第 5 号の基準に適合することが明らかな場合

イ 届出書の様式

法第 18 条の 7 第 3 項の規定に基づく変更の届出は、様式第 15 号により届出書を作成し、県に提出して行うものとする。

ウ 変更届出に係る事項の公示

県は、法第 18 条の 7 第 3 項の変更の届出があった場合、届け出た鳥獣捕獲等事業者の名称及び変

更の届出があった旨について、県のウェブサイトにより公示するものとする。

(3) 事業の廃止

法第 18 条の 7 第 4 項の規定に基づく認定鳥獣捕獲等事業の廃止の届出は、様式第 16 号により届出書を作成し、県に提出して行うものとする。

県は、法第 18 条の 7 第 4 項の廃止の届出があった場合、届け出た鳥獣捕獲等事業者の名称及び廃止の届出があった旨について、県のウェブサイトにより公示するものとする。

(4) 環境省への報告

県は変更の認定を行った場合、もしくは廃止の届出があった場合は、変更の内容もしくは廃止の事由を環境省に報告するものとする。

7 認定の有効期間の更新

(1) 認定の更新の申請

法 18 条の 8 第 2 項の規定に基づく申請は、様式第 17 号により認定の有効期間の更新申請書を作成し、原則として省令第 19 条の 2 第 2 項に規定する添付書類及び研修の実施状況に関する報告書（様式第 19 号）並びに認定の有効期間の更新申請書添付書類一覧（別紙様式第 18 号）を添えて、法第 18 条の 8 第 3 項に規定する更新申請期間（以下「更新申請期間」という。）に県に提出して行うものとする。

(2) 認定の更新の際の添付書類

ア 添付書類の省略

認定の有効期間の更新を申請する場合においては、省令第 19 条の 2 第 2 項に規定する添付書類について、前回申請時に提出した書類から変更がなく、かつ、特に確認を要するものとして提出を指示されていないものは、その添付を省略することができるものとする。

イ 法第 18 条の 8 第 3 項ただし書の場合

災害その他やむを得ない事由により更新申請期間を経過した後に申請する場合には、その事由を説明する書類（様式任意）に事由発生を確認するのに必要な参考書類を添付して申請するものとする。

(3) 更新の実施

県は、受理した認定の有効期間の更新申請書及び添付書類によって、3 の認定の審査に準じ、申請者が省令に定める認定基準等を満たすことを確認できた場合、法第 18 条の 8 第 2 項に規定する更新のための手続を行うものとする。

(4) 更新による有効期間

県は、更新前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して 3 年間を更新後の有効期間として、認定の有効期間を更新するものとする。法第 18 条の 8 第 3 項ただし書の場合等において認定の有効期間の満了後に有効期間を更新する場合も同様とする。

(5) 認定の更新の通知及び公示

県は、法第 18 条の 8 第 2 項の更新をした場合、その旨を申請者に通知するとともに、認定の有効期間の更新をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所及び代表者の氏名並びに夜間銃猟の基準に適合する場合はその旨について、県のウェブサイトにより公示するものとする。

(6) 環境省への報告

県は更新を行った場合は、更新した認定期間について環境省に報告するものとする。

附則

この要領は平成 30 年 8 月 20 日から施行する

この要領は令和 6 年 8 月 5 日から施行する